

記載例（退職で一括徴収する場合）



市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 道府県民税特別徴収
 森林環境税

整理番号

受付印	市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地 〒 639-0292 香芝市〇〇〇1-1 〇×株式会社	課税 人事課給与係 香芝〇〇 0745-76-0000	担当 氏名 電話番号 内線	7年度 特別徴収指定番号 宛番号	8年度 特別徴収指定番号 宛番号 12345678 1									
フリガナ		カシバ 〇〇		新		特別徴収税額 (年税額)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額	
氏名		香芝 〇〇		姓		(ア) 徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分→10月分 6 月分 9 月分まで 10 月分 5 月分まで		令和 8 年 1 月 1 日		① 退職 ② 転勤・転籍 ③ 休職 ④ 長欠 ⑤ 死亡 ⑥ 支払少額 ⑦ 支払不定期 ⑧ その他		番号を記入 2 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
生年月日		2 - 1.大正 2.昭和 3.平成 60 年 1 月 1 日				120000		10 月 20 日		8.その他の理由を右欄へ記入					
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3				40000						控除社会保険料額			
住居		香芝市本町1-2-3				80000									

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 フリガナ	特別徴収指定番号	担当 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 〇〇〇 を 〇〇 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要
-------------	----------	------------------	---	--------------------------------	--------------------

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入 80,000	左記の一括徴収した税額は、 10 月分 (翌月10日納期限)で納入します。
------------	--	------------------------------	---------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 〇	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理額 7年度 〇 月分以降の月割額は 〇 8年度 〇 月分以降の月割額は 〇	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点検
------------	--	--	--	-----------

市町村処理欄

- 注意事項**
- 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
 - 太線 〇〇〇 で囲んでいる部分について、記入してください。
 - 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 - 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
 - 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。

記載例（退職で一括徴収しない場合）

受付印 市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 道府県民税特別徴収 森林環境税										整理番号							
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提出		所在地 〒 <input type="text" value="639-0292"/> 香芝市〇〇〇1-1 〇×株式会社		課税関係 人事課給与係 香芝〇〇 電話番号 0745-76-0000		担当者 氏名 〇〇〇〇 内線 〇〇〇		特別徴収指定番号 7年度 12345678 8年度 12345678 氏名番号 1		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1010112233445							
フリガナ 氏名 香芝 〇〇		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120000		(イ) 徴収済税額 6 月分 9 月分まで		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 10 月分 5 月分まで		異動年月日 令和 8年 1月 10日 20日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。 ①退職 ②転勤・転籍 ③休職 ④長欠 ⑤死亡 ⑥支払少額 ⑦支払不定期 ⑧その他 8.その他の理由を 右欄へ記		異動後の未徴収 税額の徴収方法 番号を記入 3 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		1月1日以降退職時 までの給与支払額 320000 控除社会保険料額 310000	
フリガナ 住所 香芝市本町1-2-3		生年月日 元号 2 - 1 大正 2 60 年 1 月 1 日 3.平成		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		1月1日 現在		10月 20日		8年 1月 10日 20日		番号を記入 3 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		320000 控除社会保険料額 310000			

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 〒 <input type="text"/>		特別徴収指定番号 <input type="text"/>		担当者 氏名 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>		新しい勤務先へは、 月割額 <input type="text"/> を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。			
フリガナ 法人番号 <input type="text"/>		受給者番号 <input type="text"/>		納入書の要否 (原簿の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 番号を記入 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要					

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="checkbox"/>		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額 を右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
-----------------------------------	--	--	--	---------------------------	--	--	--	--	--

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="checkbox"/>		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		旧年度 7年度 月分以降の月割額は <input type="text"/>		新年度 8年度 月分以降の月割額は <input type="text"/>		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		入力者 <input type="text"/>		点検 <input type="text"/>	
-----------------------------------	--	--	--	---	--	---	--	---	--	-----------------------------	--	----------------------------	--

注意事項等

- 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
- 太線で囲んでいる部分について、記入してください。
- 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
- 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
- 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。

記載例（転職の場合）



市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
道府県民税特別徴収
森林環境税

整理番号

受付印	市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地 〒 639-0292 香芝市〇〇〇1-1 〇×株式会社 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1010112233445	担当 氏名 電話番号 内線	人事課給与係 香芝〇〇 0745-76-0000	7年度 8年度 特別徴収指定番号 12345678 1
フリガナ	カシバ 〇〇〇	新		異動年月日	異動の事由
氏名	香芝 〇〇	姓	特別徴収税額 (年額)	令和 8年 2月 20日	※専業主及び従業員希望の みによる普通徴収への 切替はできません。
生年月日	2 - 1.大正 2.昭和 3.平成 60年 1月 1日		徴収済税額 (イ)	8月 20日	1.退職 2.転勤・転籍 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他
個人番号	123456789123		例) 11月10日納期限分の場合→10月分		番号を記入 1
住居	1月1日現在		6 月分から 10 月分まで		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
異動後			9 月分まで 5 月分まで		④ 控除社会保険料額
			120000 40000 80000		1月1日以降退職時 までの給与支払額

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 〒 639-0200 香芝市本町〇〇〇 フリガナ (株)〇△工業	特別徴収指定番号 新規 法人番号 1163180542791	担当 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 10,000 を 10 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 001 納入書の要否 番号を記入 ① 必要 ② 不要
--	---	------------------	---

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
------------	--	--------------------	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">旧特別徴収処理欄</td> <td style="width: 10%;">7年度</td> <td style="width: 10%;">月分以降の月割額は</td> <td style="width: 10%;">1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他</td> <td style="width: 10%;">入力者</td> <td style="width: 10%;">点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8年度</td> <td>月分以降の月割額は</td> <td>1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他</td> <td>入力者</td> <td>点検</td> </tr> </table>	旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検		8年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検								
	8年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検								

市町村処理欄

- 注意事項**
- 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
 - 太線 [] で囲んでいる部分について、記入してください。
 - 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国される場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 - 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
 - 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。